

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年4月1日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～十九 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～十九 (略)
二十 人事院規則9—123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十 人事院規則9—123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
(1) <u>第2条第27号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。	(1) <u>第2条第26号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)
二十一～二十四 (略)	二十一～二十四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

- 2 この決定による改正は、令和8年4月1日から効力を発生する。